

特集

10月業務開始！

10分で
理解する

日本司法 支援センター

日本司法支援センター



いよいよ日本司法支援センター（以下「支援センター」という）の業務開始まで、あと1カ月となった。

LIBRAでも、本年4月号で支援センター業務開始に向けての準備状況を取り上げたが、いよいよ業務開始を1カ月後に控え、我々弁護士が具体的にどのように支援センターと関わっていくことになるのか明らかにってきている。そこで、今月号では、当会会長からのメッセージのほか、会員が支援センターについて「10分で理解できる」ように、Q&Aとフローチャートを用いて、支援センターと弁護士の関わり方をまとめてみた。

なお、詳細は、LIBRA7月号、8月号発送時に同封した、支援センター発行の「国選弁護関連業務の解説」及び「民事法律扶助業務の解説」を参照されたい。

豆知識

日本司法支援センター （愛称「法テラス」）

- 総合法律支援法（2004年6月公布）に基づき設立
- 独立行政法人通則法に準じて組織された公的な法人
- 業務内容
 - ① 情報提供業務（コールセンター）
 - ② 民事法律扶助業務
 - ③ 国選弁護関連業務
 - ④ 司法過疎対策
 - ⑤ 犯罪被害者支援
- 所在地
 - 本部：市ヶ谷、中野坂上
 - 東京地方事務所：四谷
新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル
TEL.050-3383-5300（代表）

業務開始にあたって

東京弁護士会会長 吉岡 桂輔

■期待される日本司法支援センター

本年4月に設立された日本司法支援センター（以下「法テラス」という）がいよいよ10月2日に業務を開始します。

法テラスの存在意義は、民事、刑事の各分野の大きな課題を解決するところにあります。

まず、民事の分野では、弁護士会が1952（昭和27）年以来支えてきた法律扶助協会のリーガルエイド事業の一層の拡大です。民事法律扶助については、2000（平成12）年に制定された民事法律扶助法で、法律扶助協会が指定法人となり事業費の拡大が行なわれましたが、運営費については国費の投入ができませんでした。運営費まで国の負担とするためには、独立行政法人法のスキームを利用した総合法律支援法が必要でした。同法の制定により、民事法律扶助について、国庫負担が大きく前進することが可能となったのです。

また、弁護士ゼロワン地域に象徴される過疎問題の対策については、ひまわり基金法律事務所や法律相談センターの全国展開といった弁護士会のこれまでの努力と成果が生かされることとなり、さらに発展が期待できます。

さらに、刑事の分野については、弁護士会の戦後最大のヒットともいわれた当番弁護士制度のこれまでの成果を踏まえて、いよいよ被疑者国選弁護が始まることとなります。

10月の業務開始後は、民事法律扶助、過疎対策、被疑者国選弁護に加えて、犯罪被害者の救済、どこに相談したらよいかわからない市民のための情報提供業務を含めた5つの大きな業務が行なわれます。弁護士会としても、これまでの司法改革の成果を生かし、さらに発展させるために、この法テラスをしっかりと支えていく必要があります。そのためにも、是非とも会員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

■現在の状況と当会の取り組み

法テラスは、本年4月10日に設立した後、理事長、

理事など本部組織が確定し、東京地方事務所の所長人事、副所長人事、事務局長などの人的組織も確定しました。その後、弁護士会からの出向職員を含めて事務局体制や事務所のレイアウトなど具体的な準備が進行中です。また、東京三会や多摩支部に関連する事項として、それぞれ刑事の対応体制や、民事の法律相談体制の問題につき必要な協議が進められ、また、これを担う契約弁護士の募集が行なわれています。

もとより、刑事の分野では、その運用にあたり、弁護活動の独立と、被疑者、被告人の人権を守る立場で制度を具体化し、実務を担う必要があります。また、民事の分野では、新たに設置されるコールセンターを市民のために便利で使いやすいものにする努力が必要です。このコールセンターに弁護士が法的なオペレーターアドバイザーとして関与することとなり、具体的な募集と研修も行なわれております。

また、これまでわれわれ弁護士が行ってきた外国人の人権活動や少年保護事件付添法律扶助事業など、様々な扶助協会の事業が後退しないように、いわゆる自主事業を日弁連全体が法テラスへの委託事業とする方針が日弁連理事会で決定しました。

その他、スタッフ弁護士のさらなる確保、スタッフ弁護士を養成する事務所の募集の問題などがあります。すでにこれらの募集活動が行なわれておりますが、是非とも会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

* * *

最後になりましたが、当会の2004年度副会長で、日弁連事務次長の現職にある矢澤昌司さんが、7月初めにくも膜下出血のために倒れられ緊急入院し、意識を回復されることなく、同月10日に急逝されました。誠に痛恨の極みであります。矢澤さんは、日弁連で法テラスの担当であり、最近開設された、対応室の室長でもありました。心からご冥福をお祈りするとともに、矢澤さんの遺志をついで、しっかりと法テラスにすべく努力したいと考えております。

支援センターにおける 国選弁護関連業務 Q & A

1. 総論

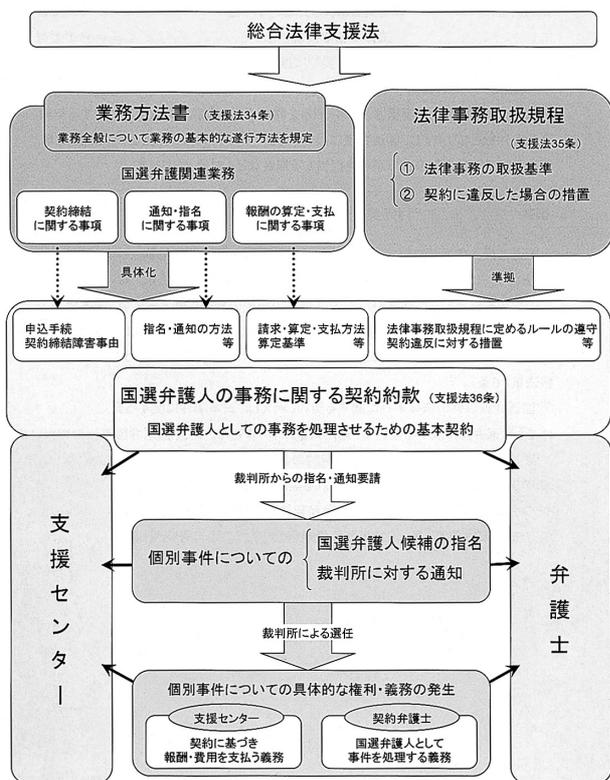
【Q1】

支援センターの業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を3点セットというそうです。それらはどんなものなのですか。

【A1】

これらを図にすると図1のとおりです。

<図1 諸規則全体の構造>



提供：日本司法支援センター本部

【Q2】

被疑者国選制度が導入されると、弁護士会が運営してきた当番弁護士制度はなくなるのですか。

【A2】

なりません。国選対象事件は限定され、また、

国選選任時期は勾留段階からにすぎないので、当番弁護士制度の必要性は残るからです。

なお、当番弁護士制度の財源である当番弁護士等緊急財政基金は平成19年5月までの日弁連の時限立法ですから、その延長等の財源の手当が必要です。

【Q3】

被疑者国選、被告人国選を受任する場合、かならず支援センターと契約しなければならないことは分かっています。では、支援センターとどんな契約を結ぶのですか。

【A3】

国選弁護人契約の種類は、図2のとおりです。

<図2 国選弁護人契約の種類>

弁護士の種類	国選弁護人契約弁護士 支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士	
	ジュディケア	スタッフ弁護士
契約の種類	一般国選弁護人契約 取り扱う事件に応じて報酬・費用が定まる契約	勤務契約
	普通国選弁護人契約 事件ごとに報酬・費用が定まる契約。基本契約の締結を希望するすべての弁護士が結ぶ。	一括国選弁護人契約 複数の即決被告事件について一括して、報酬・費用が定まる契約。被告人段階で即決裁判を一度に複数件を受任する意思のある弁護士が、普通国選弁護人契約の外に結ぶ。

【Q4】

私は、支援センターと基本契約を結びたくありません。私は、当番弁護士ができなくなりますか。

【A4】

いいえ。被疑者国選制度と当番弁護士制度は併存するので、当番弁護士のみに登録することは可能です。

しかも、支援センターとの基本契約を結ばずに当番弁護士で出勤して受任要請を受けた段階で、支援センターと基本契約を結べば、被疑者国選を受任すること

が可能です。さらに、支援センターと基本契約を結んだ弁護士は当該契約を将来に向かって解約することができ、しかも、その解約の効果は個別の事件に関する権利義務関係に影響を及ぼしません。

【Q5】

今年10月から始まる即決裁判制度とは、どのようなものですか。

【A5】

罰金又は執行猶予が見込まれる争いのない簡明な事件について、被疑者段階で被疑者が同意することを条件に、検察官が起訴時に即決裁判を申し立て、簡易迅速な審理を経て、原則として起訴後14日以内に開かれる第1回公判期日で判決の宣告まで行なう裁判手続です。懲役又は禁固の刑が言い渡されるときは、必ず執行猶予判決が下されます（刑訴法350条の2ないし同350条の14）。

【Q6】

指名・通知用名簿とは、なんですか。

【A6】

支援センター東京地方事務所（多摩地域は多摩支部）が、国選弁護士候補者の指名・通知業務を迅速かつ円滑に遂行するために使用する名簿（担当表）のことです。東京三会は、各種指名・通知用名簿を作成し、これに基づいて支援センター東京地方事務所が名簿を調製することになりました（図3）。

<図3 東京三会が作成する指名・通知用名簿の種類>

被疑者国選弁護制度関係の名簿	被疑者国選弁護人名簿 当番弁護士用名簿 少年当番弁護士用名簿 特別案件用名簿
被告人国選名簿	一般被告人国選用名簿 即決裁判被告人国選用名簿 特別案件用名簿

【Q7】

従来行なわれていた国選弁護人への移行（例：被疑者段階では法律扶助制度を利用する）は、どうなるのですか。

【A7】

従来の3点セット（辞任届、被告人国選弁護人請求書、上申書）を提出する手続に準じます。

①当番弁護士として接見して刑事被疑者弁護援助事件として受任し、起訴又は勾留されたため辞任した弁護士、②当番弁護士として接見し、刑事被疑者弁護援助事件として受任しなかった弁護士、および③私選弁護人選任申出制度に基づき接見し、被疑者・被告人に対し、不受任通知をなした弁護士が、裁判所に対し、①の場合は辞任届を提出し、②③の場合は不受任通知を弁護士会経由で提出して、同時に、支援センター東京地方事務所に対し、国選弁護人として選任されることを希望する旨の上申書（東京三会の承認が必要）を提出した場合には、東京地方事務所は当該弁護士を国選弁護人として指名・通知します。

2. 被疑者国選弁護人制度

【Q8】

被疑者国選弁護人用名簿とは、どんなものですか。

【A8】

即決裁判手続同意確認のための国選弁護人（以下「同意確認国選弁護人」という）を除く被疑者国選弁護人（以下単に「被疑者国選弁護人」という）の指名・通知に用いるものです。原則として1日当たり8名（東京三会の比率は4：2：2）を登載し、指定日における待機名簿とします。6か月毎に作成されます。

【Q9】

当番弁護士用名簿とは、どんなものですか。

【A9】

東京三会が運営する当番弁護士制度、私選弁護人紹介制度（以下「当番・私選紹介制度」という）および同意確認国選弁護人制度に対応するためのものです。

もっとも、従来の当番弁護士名簿が無効になったのではなく、各弁護士が当番・私選紹介制度および同意確認国選弁護人制度を利用する意思があるかの情報が従来の当番弁護士名簿に付加されたのだと理解してください。原則として1日当たり36名（東京三会の比率

は18：9：9)を登載し、指定日における待機名簿とします。同意確認国選弁護人となることを可とする者の名簿も含まれており、同意確認国選弁護人の指名・通知については、この名簿を用います。6か月毎に作成されます。

なお、東京三会が運営してきた従来の当番弁護士制度の名簿には、1日当たり30名が登載されており、おおむねこの態勢で当番弁護士の出動要請を充足していました。

【Q10】

被疑者が当番・私選紹介制度で私選弁護人を選任できず、かつ、被疑者国選の対象事件でもない場合、被疑者は弁護人を選任できないのですか。

【A10】

この場合、従来、財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という）による刑事被疑者弁護援助制度で弁護人を選任することができましたが、来年3月末をもって扶助協会が解散するので、それ以降はどのように扱われるのが問題となります。これがいわゆる「扶助協会解散後の自主事業の行方」といわれる問題の1つです。現在、日弁連は全単位会に及ぶものとして支援センターと委託契約をすること（日弁連委託方式）を検討しています。

【Q11】

少年当番弁護士用名簿とは、どんなものですか。

【A11】

東京三会が運営する少年当番弁護士制度に対応するためのものです。平日については1日当たり8名（東京三会の比率は4：2：2）を、休日については1日当たり4名（東京三会の比率は2：0：2）を登載し、指定日における待機名簿とします。6か月毎に作成されます。

【Q12】

特別案件用名簿とは、どんなものですか。

【A12】

裁判所指定事件（重大案件、公判前整理手続相当案

件、国選解任事件および私選辞任・解任事件、被告人との信頼関係形成が困難と想定される事件）および通常の割当方法では推薦が困難な事件などに対応するためのものです。被疑者国選と被告人国選とで共用することとし、6か月毎に更新されます。

【Q13】

被疑者国選弁護人として指名される手続はどのようになるのですか。

【A13】

被疑者国選弁護人については、支援センター東京地方事務所が、被疑者国選弁護人用名簿により、東京三会と協議し、事務所所在地および住所地を考慮の上、担当事件を割り当て、指名打診を行いません。当日の被疑者国選弁護人用名簿で不足する場合には、3日前までの同名簿、当番弁護士用名簿、少年当番弁護士用名簿又は特別案件用名簿（ただし、いずれも各名簿中の被疑者国選弁護人となることを可とする者に限られている）を利用することとなります。

同意確認国選弁護人については、東京地方事務所が、当番弁護士用名簿中の同意確認国選弁護人となることを可とする者の名簿により、東京三会と協議し、所属事務所および住居地を考慮の上、担当事件を割り当て、指名打診を行いません。

上記の方法による国選弁護人の指名が困難なときは、東京地方事務所が東京三会に対しその推薦を求めます。東京三会は特別案件用名簿登載者から遅滞なくこれを推薦し、東京地方事務所はこの推薦を尊重することになっています。

当番・私選紹介制度については、東京三会が、当番弁護士用名簿により、東京地方事務所と協議の上、担当事件を割り当てます。当番弁護士用名簿で不足する場合には、東京地方事務所と協議し、被疑者国選弁護人用名簿も用いることができます。

3. 被告人国選弁護人制度

【Q14】

一般被告人国選用名簿とは、どんなものですか。

【A14】

即決裁判被告人国選弁護人を除く被告人国選弁護人（以下単に「被告人国選弁護人」という）の指名・通知に用いるものです。担当日は指定しません。

【Q15】

即決裁判被告人国選用名簿とは、どんなものですか。

【A15】

即決裁判被告人国選弁護人の指名・通知に用いるものです。一括契約会員および普通国選契約のみの会員中応募のあった会員につき、1日当たり数名（午前数名、午後数名）を登載します。短期間で公判期日が入るため、本庁事件についても第1回公判期日割当方式が採用される予定です。

【Q16】

被告人国選弁護人として指名される手続はどのようになるのですか。

【A16】

従来の国選事件の受任手続に準じますが、委嘱日、委嘱時間、委嘱場所が変わります。

支援センター東京地方事務所は、毎日（平日）指名通知の依頼があった事件を、東京三会对し2：1：1の割合で割り振ります（ただし、特別案件を除く）。東京地方事務所は、あらかじめ一般被告人国選用名簿に基づき、委嘱日（週5日）を指定し、会員にファクスします。

委嘱時間は、月・水・金曜日が午前9時10分～午前10時、火・木曜日が午前10時10分～午前11時となります。

事件選択の順は、抽選によります。先着順ではありませんので、並ぶ必要はありません。

このファクスを受けた会員は、委嘱日に、弁護士会館3階に設置された東京地方事務所刑事部門（仮称）に赴いて事件を選択し、東京地方事務所に対し受任を希望する旨を申し出て指名・通知書類を受領します。その後、会員は、裁判所において選任命令を受けて、指名・選任手続は完了です。

なお、即決裁判被告人国選用名簿による手続につい

ては、予定された公判期日毎に名簿（担当表）が作成され、電話ないしファクスにより連絡されます。

4. 報酬及び費用の算定・支払の方法

【Q17】

費用及び報酬はどのような基準で決まるのですか。

【A17】

弁護人の労力と手続類型に応じて客観的な基準が定められました。その全体像を示すと図4のとおりです（LIBRA2006年7月号28頁参照）。

<図4 報酬及び費用の全体見取図>



* 次のいずれかがある場合には、基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、また所定の期間内に請求がない場合等も同様に取り扱う。

① 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく第1回公判期日に立ち会った場合。

② 第1回公判期日の前日までに、被告人と打ち合わせをせずに、第1回公判期日に立ち会った場合。

提供：日本司法支援センター本部

【Q18】

報酬算定の具体例を教えてください。

【A18】

支援センターが挙げている典型的な事例を5つ紹介すると、次のとおりです。

<ケース1>

即決被疑者事件+即決被告事件

被疑者弁護基礎報酬	24,000円
被告人弁護基礎報酬	50,000円
+) 継続受任減額	△12,000円
合計	62,000円

<ケース2>

単独事件

[実質審理1回+判決期日, 示談成立, 記録謄写100枚]

被告人弁護基礎報酬	70,000円
判決期日	3,000円
成果加算(示談成立)	30,000円
+) 記録謄写費用 超過分	0円
合計	103,000円

<ケース3>

通常合議事件

[公判前整理手続2回, 実質審理4回+判決期日, 記録謄写700枚]

公判前整理手続	16,000円
被告人弁護基礎報酬	90,000円
公判加算4時間1回	53,600円
公判加算2時間2回	46,400円
判決期日	3,000円
+) 記録謄写費用 超過分	10,000円
合計	219,000円

<ケース4>

重大合議事件

[被疑者接見5回, 公判前整理手続4回, 実質審理8回+判決期日, 記録謄写2000枚]

被疑者弁護接見1回目	24,000円
同2回目以降	80,000円
被告人弁護公判前整理	34,000円
被告人弁護基礎報酬	100,000円
公判加算5時間3回	246,600円
公判加算4時間2回	118,000円
公判加算2時間2回	50,600円
判決期日	3,000円
継続受任減額	△15,000円
+) 記録謄写費用 超過分	36,000円
合計	677,200円

<ケース5>

控訴審

[原審(地裁)の記録2000丁, 実質審理1回2時間+判決期日, 示談成立]

基礎報酬	60,000円
記録2000丁5割加算	30,000円
公判加算2時間1回	23,200円
判決期日	3,000円
+) 成果加算(示談成立)	30,000円
合計	146,200円

(広報室囑託 白井 一廣)

支援センターにおける 民事法律扶助業務 Q & A

※「契約条項」とは、「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」を指す。

【Q1】

これまでの民事法律扶助はどうなるのですか。変更される点がありますか。

【A1】

従来は、財団法人法律扶助協会が民事法律扶助業務を担ってきましたが、本年10月から支援センターに全

面的に移管することになります。法律扶助協会は来年3月に解散する予定です。

総合法律支援法が定める民事法律扶助の業務内容は以下のとおりで、基本的には従来どおりです。

①代理援助 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む)のため代理人に支払うべき報酬及び

その代理人が行なう事務の処理に必要な実費を立替える。

②書類作成援助 依頼又は嘱託を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼し又は嘱託して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費を立替える。

③法律相談援助

④①～③に附帯する業務（①に附帯する民事保全手続における立担保等）

【Q2】

対象事件や着手金・報酬金の金額に変更はありますか。

【A2】

従来どおり、対象事件は民事・家事・行政事件です。また、事件類型ごとに着手金や報酬金を定めた支出基準も、基本的に変更はありませんが、保護命令や労働審判など新たなジャンルの基準を新設するなど若干改定がされました。

【Q3】

弁護士が民事法律扶助事件を取り扱うために支援センターと締結する契約にはどのようなものがありますか。

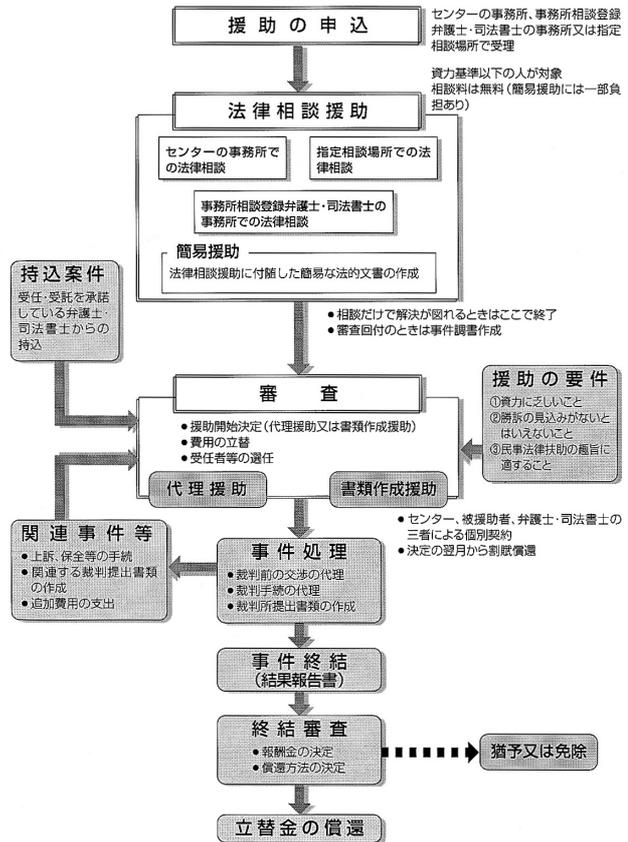
【A3】

業務方法書には4つの契約の類型が定められています。

- ①センター相談登録契約 支援センターの事務所で法律相談援助を担当する旨の契約
- ②事務所相談登録契約 自らの事務所で法律相談援助を実施する旨の契約
- ③受任予定者契約 代理援助案件の受任予定者となる旨の契約
- ④受託予定者契約 書類作成援助案件の受託予定者となる旨の契約

なお、代理援助・書類作成援助の援助開始決定がなされた個別の案件を受任・受託する場合は、個別の案件ごとに、個別契約書を締結することになります。個別契約書は、従来の法律扶助協会の代理援助契約書や書類作成契約書を基本的に踏襲しています。

<図1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）>



提供：日本司法支援センター本部

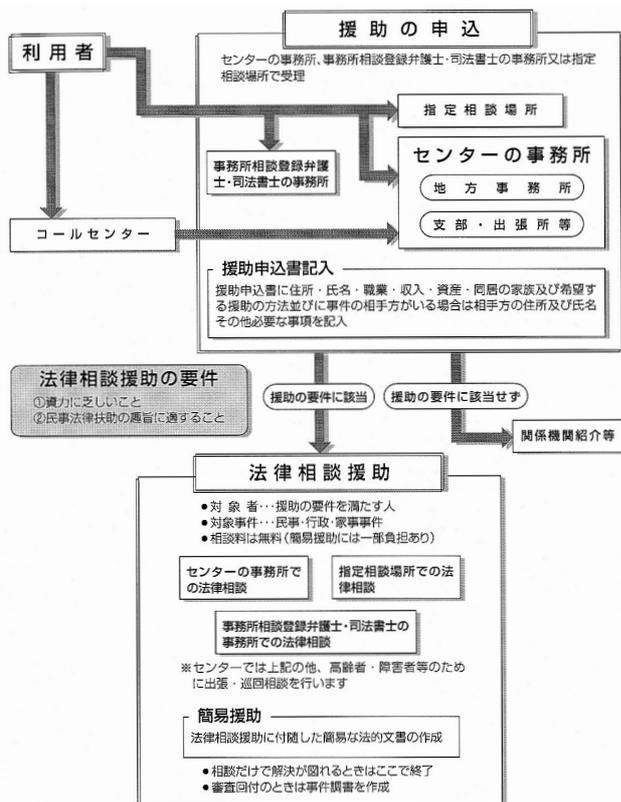
【Q4】

これまでの民事法律扶助事件の多くは、資力のない依頼者の事件を受任しようとする弁護士が法律扶助協会に持ち込み、同協会が事件の内容や依頼者の資力を審査した上で、弁護士費用を立て替えるというものでしたが、支援センターの業務が開始されることによって、その流れはどのように変わのでしょうか。また、こうした持込案件を受任する場合、支援センターと契約を締結する必要はありますか。

【A4】

受任しようとする弁護士が支援センターに事件を持ち込み、支援センターが審査をするという流れは、従来と異なることはありません。ただし、受任しようとする弁護士が、支援センターとの間で受任予定者契約（代理援助の場合）又は受託予定者契約（書類作成援助の場合）を締結していないときは、当該事件を持ち込んだ時点で、支援センターとの間で契約を締結する必要があります（契約条項17条3項、18条2項）。

＜図2 申込～法律相談援助＞



提供：日本司法支援センター本部

【Q5】

支援センターには、市民に対する情報提供を行なうコールセンターが設置されますが、市民がコールセンターへ電話をかけ、弁護士が民事法律扶助の事件として受任するまでの流れはどのようになりますか。

【A5】

市民がコールセンター（中野坂上）に電話をすると、オペレーターが対応し、市民から簡単な聞き取りをして適切な関係機関に事件を振り分けます。当該市民に資力がなく、法的な解決が必要になるような場合は、電話をかけてきた市民にとって最寄の地方事務所（東京の場合は四谷）に電話を転送します。転送を受けた地方事務所は、その転送された電話で法律相談の予約をとり、法律相談の日時・場所を指定します。この場合の法律相談は、支援センターとの間でセンター相談登録契約を締結した弁護士が行なうこととなります。相談の結果、弁護士の受任が必要と思われる場合、原則として、相談を受けた弁護士が受任することになります。

【Q6】

弁護士の法律相談センターはどうなるのですか。

【A6】

弁護士の法律相談センターは市民のために法律相談業務を行ない続けます。支援センターができたことで、弁護士の法律相談センターがなくなるのではないかと誤解される会員もいるようですが、今後は、コールセンターから市民に対して弁護士の法律相談センターを案内する事案が増加すると思われます。そのため、弁護士会としては、今まで以上に法律相談センターの拡充を図る必要があります。なお、東京の場合は、支援センターの地方事務所と同じビルに弁護士の法律相談センターを設置し、両者が連携して市民に対してリーガルサービスを提供できる体制をつくりました。

【Q7】

支援センターの法律相談はどこで行なうのですか。

【A7】

法律相談援助の実施場所は、以下のとおりです。

- ①支援センターの事務所（四谷，新宿，上野，池袋，渋谷，霞ヶ関，八王子，立川になる予定）
- ②指定相談場所（弁護士会が設置している北千住法律相談センター，渋谷パブリック法律相談センターになる予定）
- ③事務所相談登録弁護士の事務所

③については、支援センターと事務所相談登録契約を締結することが必要です。また、法テラスの指定マークを事務所に表示することになります。

また、援助の申込者が高齢者や障害者等である場合は、所定の手続によって、申込者の居住場所など適宜の場所で法律相談ができます。

【Q8】

代理援助や書類作成援助が受けられる要件や審査の方法は従来どおりと考えてよいのですか。

【A8】

従来と同様に、代理援助又は書類作成援助を利用してください。なお、相談を受けた弁護士が事件を受任

することが原則となります。

代理援助や書類作成援助が受けられる要件は以下のとおりで、基本的に従来どおりです。

- ①資力基準（右欄）
- ②勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③民事法律扶助の趣旨に適すること

上記の援助要件に該当し、本人も援助を受けることを希望するときは、事件調書を作成し、地方事務所の審査に回付してください。

地方事務所長は、地方扶助審査委員の判断に基づき、援助開始の可否や内容、実費や着手金等の立替額、援助条件等を決定することになります。破産や報酬金のない終結決定などは単独の審査委員により行ないます。審査の方法も実質的には変更はありません。

【Q9】

地方事務所長のした報酬金等の決定に不服がある場合にはどうすればよいのですか。

【A9】

受任者・受託者である弁護士が、地方事務所長のした決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所長に対し、不服申立書を提出してください（契約条項38条）。不服申立審査は、不服申立審査会が行ない、地方事務所長がこの判断に基づき決定します。この決定に不服がある場合には、不服申立審査会の決定があったことを知った日から14日以内に理事長に対して再審査申立書を提出してください（契約条項39条）。従来と異なり、再

資力基準

法律相談援助を提供できるかどうかを判断するための基準

相談の種類にかかわらず、次のa～dのいずれかに該当する場合、法律相談援助の対象となります。

- a. 生活保護を受けている方
- b. 年金のみで生活している方（但し、年金額が次のd.を超える場合は基準外）
- c. 無職で無収入の方
- d. 収入がある場合は、申込者とその配偶者の手取り月収（賞与を含む。）の合計が、次の基準内であること

単身者…182,000円以下（200,000円以下）

2人家族…251,000円以下（276,000円以下）

3人家族…272,000円以下（299,000円以下）

4人家族…299,000円以下（328,000円以下）

以下1人増につき30,000円を加算。

*生活保護法に定める一級地（東京や大阪などの大都市部）では、この額に10%を加えた額（右側（ ）内）で運用しています。

*配偶者が事件の相手方になる場合（離婚事件等）は、合算しません。

*配偶者以外の同居者の収入がある場合は、家計に貢献している範囲で合算することがあります。

但し、家賃・住宅ローンの出費のある場合には、基準額に加算することができます。

その目安は次のとおりです。

単身者…41,000円以下

2人家族…53,000円以下

3人家族…66,000円以下

4人家族…71,000円以下

なお、医療費、教育費、職業上やむを得ない出費がある場合には、資力の算定のうえで考慮することができます。

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産（居住用資産や係争物件を除きます。）を有するときは、有資力者とみなされます。

提供：日本司法支援センター本部

審査の申立てはすべての決定事項について可能になり、また、各申立てについて、申立期間が定められました。

（広報室囑託 中島美砂子）



四谷駅前ビルに10月オープン

弁護士会法律相談センター

四谷駅前ビル（新宿区四谷1-4）

JR・東京メトロ「四谷駅」近く

弁護士会館の法律相談体制が四谷に拡充移転

一般相談は土曜日午後も実施予定！